

第3 事業概要

I 総務・地域保健推進担当

1 衛生関係免許事務

(1) 免許事務の概要

衛生関係免許には、大臣免許（厚生労働大臣が与える免許）と知事免許（都道府県知事が与える免許）がある。免許は「籍」や「名簿」等に登録することにより与えられ、申請者に免許を与えたときは免許証を交付する。

大臣免許の申請書は、住所地（保健師・助産師・看護師は就業地）の知事が受理し、厚生労働省あて進達している。

知事免許は、地域機関事務の委任及び決裁に関する規則に基づき、申請書受理から免許証交付までの事務を保健所長が行っている。

〔根拠法令：医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、調理師法ほか〕

(2) 免許の種類

〔大臣免許〕

種 類	登録
医師、歯科医師、保健師・助産師・看護師、診療放射線技師	籍
臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士	名簿
薬剤師	
管理栄養士	

〔知事免許〕

種 類	登録
栄養士、調理師、製菓衛生士	名簿
登録販売者、（旧）助産婦	
准看護師、（旧）保健婦、（旧）看護婦、診療エックス線技師	籍
クリーニング師	原簿

(3) 申請の種類

原則として、管内に住所地のある県民を対象に新規登録等の申請に関する事務を行っている。（准看護師は、他都道府県知事の免許も受付）

- ① 免許申請 新規登録
- ② 籍（名簿）訂正・書換え申請 登録事項（氏名・本籍地都道府県名など）に変更があった場合
- ③ 再交付申請 紛失、毀損等をした場合
- ④ 抹消（削除）申請 死亡・失踪宣告の場合、健康上の理由の場合

【平成 27 年度 衛生関係免許申請受付件数】

申請		新規登録	訂正・書換	再交付	抹消（削除）	計
免許						
厚生労働大臣免許	医師	2	1	—	—	3
	歯科医師	1	—	—	—	1
	薬剤師	11	4	1	—	16
	管理栄養士	7	1	—	—	8
	保健師	1	2	—	—	3
	助産師	2	—	—	—	2
	看護師	30	24	2	—	56
	診療放射線技師	1	—	—	—	1
	臨床検査技師	1	—	—	—	1
	衛生検査技師	—	—	—	—	—
	理学療法士	2	1	—	—	3
	作業療法士	2	2	—	—	4
	視能訓練士	1	—	—	—	1
	歯科技工士	—	—	—	—	—
	計	61	35	3	—	99
知事免許	調理師	59	5	5	1	70
	製菓衛生師	2	—	—	—	2
	クリーニング師	—	—	—	—	—
	准看護師	5	13	3	—	21
	栄養士	7	3	—	—	10
	登録販売者	10	1	—	—	11
	診療X線技師		—	—	—	—
	旧保健婦		—	—	—	—
	旧助産婦		—	—	—	—
	旧看護師		—	—	—	—
計	83	22	8	1	114	
他県	准看護師		—	—	—	—
合計		144	57	11	1	213

2 厚生統計調査

保健医療行政の基礎資料を作成するため、各種の厚生統計調査等を実施している。

(1) 人口動態調査

出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の5種類の「人口動態事象」について調査を実施している。

毎月、管内の市町から提出される人口動態調査票をとりまとめ、県保健医療政策課を經由して国に提出している。

※調査結果の詳細は、「第4 参考資料 人口動態の概要」を参照

〔根拠法令：統計法、人口動態調査令〕

(2) その他の調査・報告

① 特殊調査

調査名	実施時期	調査内容
国民生活基礎調査 (世帯票)	毎年	保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする。3年周期で大規模調査(世帯票・健康票・介護票)
社会保障・人口問題 基本調査	毎年	社会保障・人口問題に関する調査を行い、関連諸施策の策定に必要な基礎資料を得る。国立社会保障・人口問題研究所実地調査
医師・歯科医師・薬剤師調査	2年周期 H28年度実施予定	医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名(薬剤師を除く)等による分布を明らかにする。
医療関係従事者調査	同上	保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士について、住所、従事場等による分布を明らかにする。

② 定期報告

調査名	実施時期	調査内容
地域保健・健康増進 事業報告	毎年	地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握。
医療施設動態調査	毎月	医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握。 ※静態調査は3年周期で実施。H29実施予定
病院報告	毎月・毎年	全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況(毎月)及び病院の従事者の状況(毎年)を、把握。
衛生行政報告例	毎年	衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握。

※このほか「患者調査」「受療行動調査」を3年周期で実施(H29実施予定)

3 地域医療体制の整備

(1) 秩父保健医療圏内の医療施設等の状況

秩父保健所管内の病院は、一般病院が8施設（うち公立病院2施設）、精神病院が1施設である。病床数は、一般病床が457床、療養病床が297床、精神病床が123床、合計877床である

一般診療所は有床診療所が6施設（76床）、無床診療所が81施設、合計87施設である。（予防接種等のための臨時の診療所は含まない。）

歯科診療所は49施設となっている。

管内の医療機関は秩父市内に集中しており、秩父地域の特殊性から地域格差が生じている。今後も、過疎地域医療（在宅医療）の充実及び中核的な病院の整備など、住民への医療需要に応じていくことが必要である。

また、管内に産科医療機関が1施設しかないため、産科医療の維持に向けた産科医師の確保と産科施設の整備が急務となっている。

【管内市町別・医療施設数】

平成28年4月1日

市 町 名		秩父市	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町	管 内	
人 口 (人)		63,105	8,428	10,012	7,254	11,933	100,732	
病 院	施 設 数	6	-	2	-	1	9	
	病 床 数	一般	352	-	60	-	45	457
		療養	97	-	150	-	50	297
		精神	123	-	-	-	-	123
		結核	-	-	-	-	-	-
		感染症	-	-	-	-	-	-
		計	572	-	210	-	95	877
一 般 診 療 所	施 設 数	有床	4	-	-	2	6	
		無床	58	4	6	3	10	
		計	62	4	6	5	10	
	病 床 数	50	-	-	26	-	76	
歯 科 診 療 所		34	2	6	2	5	49	
助 産 所		0	-	-	-	-	0	
施 術 所		73	9	8	7	8	105	
歯 科 技 工 所		8	-	-	2	2	12	

注) 1 一般診療所は、別に往診のみ（秩父市1施設）有り

2 施術所は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師（出張専門を除く）及び柔道整復師に係る施術所の合計

【医療施設数】

平成27年度末現在

	病 院		一 般 診 療 所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数
全 国	8,493	1,568,462	100,461	110,538	68,592
埼玉県	341	62,010	4,148	2,996	3,501
管 内	9	877	87	76	49

注) 全国及び埼玉県の施設数・病床数等については、「平成28年医療施設動態調査(平成28年3月末概数)」(厚生労働省)による。

【医療関係施設数の推移】

(各年度末現在)

年 度	施 設	病 院						一 般 診 療 所			歯科診療所	助産所	施 術 所
		一 般		療 養	精 神	結 核	伝 染	有 床	無 床	病 床 数			
		数	率										
61	11	433	349.5		118	—	26	29	50	246	44	11	67
62	11	445	358.8		118	—	26	28	54	237	48	8	70
63	12	551	445.5		141	—	26	28	55	229	46	6	75
元	12	552	447.1		141	—	26	28	52	243	46	6	77
2	12	632	512.5		141	—	26	28	52	243	46	4	67
3	13	693	556.3		176	—	26	27	50	232	46	4	72
4	13	703	565.2		180	—	26	27	53	232	46	4	74
5	13	703	565.8		180	—	26	27	54	240	47	4	80
6	13	703	567.3		180	—	26	27	56	240	47	4	83
7	13	698	565.0		180	—	26	27	55	240	47	4	84
8	12	662	538.8		180	—	26	27	54	242	46	3	86
9	12	655	535.5		180	—	26	25	57	234	49	2	86
10	12	680	558.7		180	—	26	24	61	233	49	2	88
11	11	685	565.6		180	—	—	25	59	252	50	2	88
12	12	835	692.7		180	—	—	13	77	124	51	2	90
13	12	820	684.6	50	180	—	—	11	79	108	53	2	88
14	11	608	511.4	224	180	—	—	12	79	127	51	2	87
15	10	444	376.2	331	180	—	—	12	80	145	52	2	88
16	10	444	379.6	336	180	—	—	12	78	112	52	2	87
17	9	424	365.3	336	123	—	—	12	80	130	51	2	74
18	9	457	398.4	297	123	—	—	13	78	150	51	—	72
19	9	457	402.6	297	123	—	—	12	79	148	52	—	77
20	9	457	407.0	297	123	—	—	12	76	146	51	—	79
21	9	457	411.2	297	123	—	—	11	76	143	53	—	78
22	9	457	425.6	297	123	—	—	10	77	126	52	—	86
23	9	457	430.5	297	123	—	—	9	80	110	52	—	89
24	9	457	436.3	297	123	—	—	9	79	110	52	—	89
25	9	457	442.5	297	123	—	—	8	80	97	51	1	94
26	9	457	448.7	297	123	—	—	6	81	76	50	1	100
27	9	457	453.7	297	123	—	—	6	81	76	49	—	105

注) 率は人口10万対病床数である。一般診療所は、別に往診のみ1施設有り。

(2) 埼玉県秩父地域保健医療協議会

医療法に基づく第6次埼玉県地域保健医療計画の一部として、秩父保健医療圏の圏域別取組が策定されている。(計画期間は平成25年度から平成29年度)

圏域別取組は、埼玉県だけではなく、市町村、保健医療関係機関、団体等、関係者の推進すべき施策の方向性を示すとともに、住民の自主的な活動を誘引するためのものである。

この圏域別取組の進捗状況等を議事として、平成28年3月に埼玉県秩父地域保健医療協議会を開催した。

秩父保健医療圏 「圏域別取組」	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療(小児救急を含む) ・産科医療と小児・周産期医療の確保 ・生活習慣病対策と在宅医療の推進 ・精神疾患医療と自殺防止対策の推進 ・健康危機管理体制の整備充実
--------------------	--

※第6次埼玉県地域保健医療計画の秩父保健医療圏「圏域別取組」について

なお、埼玉県地域医療構想を策定するため、秩父地域保健医療協議会地域医療構想専門部会を設置し、平成27年12月に開催した。

(3) 救急医療体制

ア 埼玉県の救急医療体制

本県の救急医療体制は、病気やけがの症状の度合いに応じ次の体制を整備している。

- ① 外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する初期救急医療体制
- ② 入院治療を必要とする重症の救急患者に対応する第二次救急医療体制
- ③ 重篤な救急患者に対応する第三次救急医療体制

第三次救急医療体制 〔重篤〕な救急患者 〈全県単位〉	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センター 8病院 ・小児救命救急センター 1病院
第二次救急医療体制 〔手術〕又は〔入院〕が必要な救急患者 〈県内に14圏域設定〉	救急告示医療機関(191) + その他(1) 所沢市市民医療センター <ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制病院(大人) ... 133医療機関 ・小児救急輪番病院等... 29病院
初期救急医療体制 〔軽症〕の救急患者 〈各市町村単位〉	在宅当番医制度 28郡市医師会 休日夜間急患センター 28カ所

イ 管内の救急医療体制

①救急医療機関

秩父市立病院（秩父市桜木町）	秩父生協病院（秩父市阿保町）
秩父病院（秩父市和泉町）	皆野病院（皆野町大字皆野）
秩父第一病院（秩父市中村町）	小鹿野中央病院（小鹿野町小鹿野）

②初期救急（秩父郡市医師会休日急患当番医）

休日診療所	秩父郡市医師会休日診療所【内・小】
在宅当番医	秩父郡市医師会加入診療所による当番制

③第二次救急（病院輪番制）

秩父病院（秩父市和泉町）
秩父市立病院（秩父市桜木町）
皆野病院（皆野町大字皆野）

（4）医療従事者の状況

ア 医師・歯科医師・薬剤師届出数

医師法、歯科医師法及び薬剤師法では、医師、歯科医師及び薬剤師に対し、2年に1度、住所や勤務場所などの保健所を通じて、厚生労働省に届け出ることが義務づけられている。

① 医師

平成26年12月31日現在の管内医師（管内に従事先を有する人及び管内に住所を有する医師の資格を必要としない業務に従事している人や無職の人）数は、150人である。

うち、医療施設従事医師数は、142人となっている。

② 歯科医師

平成26年12月31日現在の管内歯科医師（管内に従事先を有する人及び管内に住所を有する歯科医師の資格を必要としない業務に従事している人や無職の人）数は、80人である。

③ 薬剤師

平成26年12月31日現在の管内薬剤師（管内に従事先を有する人及び管内に住所を有する薬剤師の資格を必要としない業務に従事している人や無職の人）数は、135人である。

【医師・歯科医師・薬剤師数】

従事地別（資格を必要としない業務に従事している人や無職の人は住所地を含む）

各年12月31日現在（人）

	医 師		歯科医師		薬 剤 師	
	平成 26 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 24 年
全 国	311,205	303,268	103,972	102,551	288,151	280,052
埼 玉 県	11,503	11,143	5,177	5,064	14,190	13,712
管 内	151	155	86	82	135	126
秩 父 市	117	117	57	58	99	87
横 瀬 町	3	4	3	4	3	6
皆 野 町	11	13	10	9	14	12
長 瀨 町	6	7	2	2	7	8
小 鹿 野 町	13	14	8	9	12	13

イ 保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士業務従事者数

業務に従事している保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士は、法令の定めるところにより、2年に1度、住所や従事場所等を届け出ることになっている。

【管内市町従事地別・業務従事者数】

各年12月31日現在（人）

	保健師		助産師		看護師		准看護師		歯科衛生士		歯科技工士	
	平成 26 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 24 年
管内計	61	55	8	6	507	491	387	433	97	96	13	13
秩父市	30	30	8	6	381	353	251	278	65	64	10	8
横瀬町	6	6	-	-	9	9	18	25	5	7	1	1
皆野町	7	6	-	-	53	55	44	49	17	16	-	-
長瀨町	7	5	-	-	14	17	27	34	1	1	2	3
小鹿野町	11	8	-	-	50	57	47	47	9	8	-	1

(5) 立入検査等

平成27年度は、9病院及び4診療所に対し、定例の立入検査を実施した。

なお、新規開設や構造設備の変更に伴う検査（現地調査）件数は次のとおりである。

	定 例	新 規 開 設	構 造 設 備 の 変 更 等	計
病 院	9	0	1	10
一般診療所	4	4	1	9
歯科診療所	0	0	0	0
計	13	4	2	19

【市町別立入検査等件数】

	病 院	一般診療所	歯科診療所	計
秩 父 市	7	7	0	14
横 瀬 町	—	0	0	0
皆 野 町	2	0	0	2
長 瀨 町	—	2	0	2
小鹿野町	1	0	0	1
計	10	9	0	19

4 ちちぶ医療協議会への支援

秩父保健所管内の1市4町では、人口減少の抑制と地域発展を目指し、平成21年に秩父市が中心市となって「ちちぶ定住自立圏」を形成し、協定項目の中から医療分野を推進するための下部組織として「ちちぶ医療協議会」を設置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの協力を得て、人材確保、救急医療、産科医療、予防医療等の充実を図ってきた。

平成27年度からは、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「ちちぶ版地域包括ケアシステム」が立ち上げられた。

保健所では、委員として各会議に出席する他、研修等を協働で開催し、課題解決への支援を行っている。

5 学生実習等の受入

医師、保健師、管理栄養士などの専門職の育成を支援するため、各大学から実習生を受け入れ、地域保健の実務について実習指導を行った。

【平成27年度 実習生の受入数】

区分	学校名	受入人数	受入日数
保健師課程	埼玉医科大学 保健医療学部看護学科	4グループ 計8人	6日 各グループ5日 1日は合同 延べ21日間
その他	秩父看護専門学校	38人	1日

6 地域・職域連携事業

地域保健と職域保健の連携を強化するため、関係団体や管内市町の特定健診・保健指導担当者等を対象に研修会等を開催した。

また、特定健診受診率向上を支援するため、県民等を対象に講演会や広報を実施した。

7 地域医療連携推進事業

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、地域包括ケア推進のための在宅医療体制の充実を目指すため、関係機関と協働して、普及啓発のための研修会を開催した。

実施年月日	内 容	参加者
H28. 3. 5	<p>秩父地域専門職連携推進会議・秩父保健所・埼玉県立大学共催講演会 「今から考えよう！あなたはどこで最期を迎えたいですか？」 ～その選択を私達専門職が支えます～</p> <p>◆講師</p> <p>(1) 秩父市立病院 院長 勅使河原 正敏 氏 (2) 特別養護老人ホーム白砂恵慈園 介護福祉士 新井由紀 氏 (3) 介護老人保健施設ピッラベッキア支援相談員 中嶋美紀 氏 (4) 秩父生協病院 療養病棟看護長 新井さとみ 氏 (5) 国保町立小鹿野中央病院 医師 加藤 寿 氏</p>	97人
H28. 3. 16	<p>医療・介護とロボット産業の講演会 医療・介護ロボット時代の幕開け！最先端ロボット見参 in 秩父！</p> <p>◆講師 三井住友海上火災保険株式会社 公務開発部開発室課長 ロボットビジネス推進協議会監事／安全・規格検討部会 保険機構WG主査ロボット改革イニシアティブ協議会 コアメンバー・埼玉県ロボットプロジェクト事業推進 アドバイザー 北河 博康 氏</p> <p>◆医療・介護ロボット HAL 実演 大和ハウス株式会社ヒューマンケア事業推進部ロボット事業 推進室東日本ソリューション営業グループ主任 岩見 武敏 氏</p>	120人
H28. 3. 26	<p>ちちぶ定住自立圏、ちちぶ圏域ケア連携会議、秩父保健所、秩父 福祉事務所共催講演会 「ちちぶいきあいフォーラム～支え合いの輪を広げよう～」</p> <p>◆基調講演 「みんなで創ろう 助け合い社会」</p> <p>◆講師 公益社団法人さわやか福祉財団理事長 清水 肇子 氏</p> <p>◆パネルディスカッション</p> <p>秩父市：ひなたぼっこの会 倉林 通乃 氏 横瀬町：アスガキボウ委員会 浅見 高正 氏 皆野町：おしゃべり会 内田 典子 氏 長瀬町：唐沢地区サロン 近藤ヨウ子 氏 小鹿野町：こじかクラブ 逸見 政子 氏 ファシリテーター：公益社団法人さわやか福祉財団 理事長 清水 肇子 氏</p>	150人

8 保健所別研修

県及び市町の地域保健福祉関係職員等の資質向上を図り、地域保健福祉行政を効果的に推進することを目的に、地域の実情に応じた、保健・医療の今日的課題に関する研修を行っている。

実施年月日	内 容	参加者
H27. 9. 15	<p>旅館等衛生管理講習会</p> <p>(1) トコジラミ等衛生害虫の対策について 講師：一般財団法人埼玉県ペストコントロール協会 副会長 村田光 氏</p> <p>(2) 入浴施設におけるレジオネラ対策について 講師：秩父保健所 生活衛生薬事担当 担当部長 藤井恵子 氏</p>	107 人
H28. 2. 2	<p>医療安全研修会</p> <p>講演：「施行開始となった医療事故調査制度の要点」 講師：一般財団法人日本医療安全調査機構 常務理事 木村壮介 氏</p>	99人
H28. 2. 24	<p>感染症対策研修会</p> <p>(1) 感染拡大を防ぐために～感染性胃腸炎対策の基本と実際 講師：国立病院機構西埼玉中央病院 感染症看護専門看護師 坂木晴世 氏</p> <p>(2) 感染性胃腸炎の集団感染を経験して感じたこと 報告：介護老人保健施設うらら 総師長 小阪恵子 氏</p> <p>(3) 吐物処理の実際「利用者さんが突然食堂で嘔吐したら・・・」 指導：国立病院機構西埼玉中央病院 感染症看護専門看護師 坂木晴世 氏</p>	49人